

議案第77号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公園の占用料の額を適正なものに改める等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の7」を「第3条の8」に改める。

第3条の3中「10平方メートル」の次に「（市民緑地（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第1条の2に定める市民緑地をいう。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第3条の6第1項中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第1章の2中第3条の7を第3条の8とし、第3条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第3条の7 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第17条の2中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第10号」を「令第12条第2項第10号」に改める。

第28条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第2野球場付属施設の部更衣室の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|---------|--------|--|
| 更 衣 ・ シャワー室 | 1 日 1 室 | 2,000円 | |
|----------------|---------|--------|--|

別表第2の2博多の森球技場附属施設の部電光掲示板の項を削り、同表備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第4占用料の欄を次のように改める。

| 占 用 料 |
|----------------|
| 3,200円 |
| 3,800円 |
| 650円 |
| 3,800円 |
| Aに0.007を乗じて得た額 |
| Aに0.012を乗じて得た額 |
| Aに0.015を乗じて得た額 |
| 3,020円 |
| 3,800円 |
| 620円 |
| 620円 |
| 3,250円 |
| 16,290円 |
| 420円 |
| 1,350円 |
| 440円 |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。